

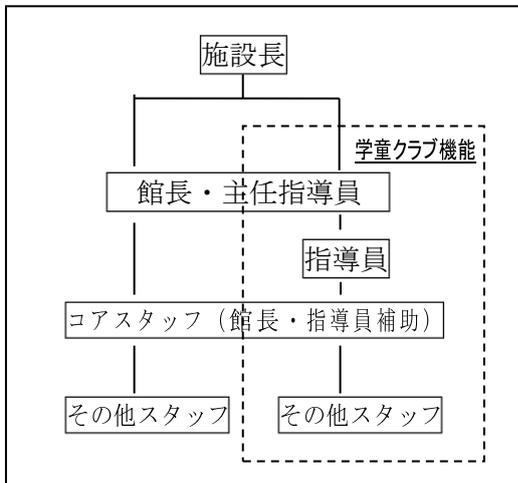
地域子ども館あそべえと学童クラブの子ども協会への委託化に向けた モデル事業の実施等について

1 目的

障害や特別な配慮を要する子どもを含め、両事業を利用する児童の増加への対応、安定的、継続的な関わりを持てる職員体制の整備等、児童がより安心して放課後を過ごすことができる環境を整備していく必要がある。子ども協会への委託化を進め、両事業の活動内容を充実していくにあたり、新たに施設長を配置したモデル事業を実施し、地域子ども館あそべえと学童クラブの職員の連携体制の構築に向けた検証を行う。

2 職員体制案

職員体制を強化していくにあたり、両機能を統括する「施設長」を新たに配置する。



施設長の役割

- ①両機能の統括者（職員のマネジメント、学校・他団体との折衝、保護者・事故対応など）
- ②両事業を統括した運営方針及び事業計画の作成
- ③あそべえ機能の強化（1人嘱託職員体制の解消、館長公休日の代替）
- ④内部チェック機能の強化（外部発信文書の確認等）

3 職員配置を中心とした委託化に向けての工程案

(1) 平成 27 年度

- ①あそべえ館長と主任指導員の定期合同会議の開催（26年度からの継続）
- ②児童館職員等のあそべえ及び学童クラブへの定期巡回（26年度からの継続）
- ③子ども協会の事業実施計画作成等（市・協会との協議による）
- ④事業委託についての保護者・職員・学校等への説明
- ⑤学童クラブ条例の改正（延長時間等）

(2) 平成 28 年度

- ①市直営でのモデル校3校での実施（施設長を3名配置）
- ②学童クラブの開所時間延長制度の導入
- ③子ども協会の定款変更申請をはじめとした各種規則整備

(3) 平成 29 年 4 月

全 12 校委託化開始

学童クラブと地域子ども館の違い

	学童クラブ	地域子ども館あそべえ
所管	厚生労働省	文部科学省
対象	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校1年生から3年生・障害児は4年生まで）	全児童
目的	遊びや生活の場	地域住民らの協力による学びや体験の場
実施場所	学校内及び学校隣地の育成室	学校内専用室、図書室、校庭
実施日	放課後：～18時 土曜日：9時～18時 長期休業期間：8時30分～18時	放課後：～17時（延長18時まで） 土曜日・長期休業期間：9時～17時（延長18時まで）
規模	一支援の単位につき30人～70人	特になし
活動内容	学習（宿題）、遊び、休息など	学習、スポーツ、遊びなど
利用料	月額5,000円 おやつ代2,000円位（保護者会）	無料
職員	専任指導員（有資格者の嘱託職員）、 補助指導員（アルバイト）	館長（有資格等の嘱託職員）、スタッフ（アルバイト）、ボランティア（PTA関係者、地域の高齢者や青少年・スポーツ団体関係者など）